

○安曇野市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

平成17年10月1日告示第111号

改正

平成18年3月16日告示第48号
平成26年6月27日告示第361号
平成28年3月31日告示第160号
平成29年3月13日告示第106号
平成31年4月24日告示第187号
令和5年3月30日告示第114号

安曇野市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止し、市民の生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の整備事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水BOD1リットル当たり20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (3) 住宅 専ら居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
- (4) 人槽区分 居住の用に供する部分について、建築基準法施行令の規定に基づく処理対象人員の算定方法（昭和44年建設省告示第3184号）により算定した人員（建物の使用状況により当該人員が実情に添わないと考えられる場合は、実情に応じて増減した人員）に基づき区分したものをいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付対象となる合併処理浄化槽の設置区域（以下「補助対象区域」という。）は、本市の行政区域のうち次の各号のいずれかに該当する区域とする。

- (1) 公共下水道事業計画処理区域以外の区域及び農業集落排水事業計画処理区域以外の区域
- (2) その他市長が指定する区域

(補助金交付対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、補助対象区域において、住宅に合併処理浄化槽を設置する者（以下「設置者」という。）又は合併処理浄化槽が新たに設置された住宅を購入する者（以下「購入者」という。）であって、市内に住所を有する者（住宅の取得により市内に住所を有する予定の者を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）

- 第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
 - (3) 住宅を販売又は賃貸する目的で、合併処理浄化槽を設置する者
 - (4) 既設合併処理浄化槽を更新する者
 - (5) 既設合併処理浄化槽を更新した合併処理浄化槽付き住宅の購入者
 - (6) 市税に滞納のある者

3 前項第4号及び5号に該当する者のうち、災害に伴うものについては、補助金を交付する。
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる人槽区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる標準設置費用から、安曇野市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年安曇野市条例第210号）別表に掲げる負担区ごとの下水道受益者負担金均等割の額又は安曇野市下水道事業受益者分担金徴収条例（平成17年安曇野市条例第211号）第5条に定める分担金の額を差し引いた額を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、事業実施前に市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業計画（精算）書及び収支予算（決算）書（様式第2号）（設置者に限る。）
- (2) 審査期間を経過した浄化槽設置届書の写し又は浄化槽設計概要書の写し
- (3) 設置場所の案内図
- (4) 賃貸人等の承諾書（住宅を借りている者に限る。）
- (5) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（以下「全浄協」という。）の登録証の写し及び認定シートの写し
- (6) 全浄協の登録浄化槽管理票（C票）
- (7) 納税状況等確認同意書（様式第3号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の可否を決定したときは、合併処理浄化槽設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(変更承認の申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、合併処理浄化槽設置事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しその承認を受けなければならない。

- (1) 申請内容の変更
- (2) 補助事業の廃止

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後1月以内（購入者にあつては、交付決定通知書を受領

した日から1月以内)又は当該年度の2月15日のいずれか早い日までに合併処理浄化槽設置事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画(精算)書及び収支予算(決算)書
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合には、自ら行うことができることを証明する書類)
- (3) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し(設置者に限る。)
- (5) 住宅の取得を証する書面(購入者に限る。)
- (6) 全浄協の保証登録証
- (7) 工事写真
- (8) 合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について(平成元年2月8日付け厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知衛浄第8号)に基づくチェックリスト
- (9) その他市長が必要と認める書類
(事業の確認)

第10条 市長は、補助事業を適正に執行するため、当該合併処理浄化槽の設置状況を施工現場において確認することができる。

(交付額の確定)

第11条 市長は、第9条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、合併処理浄化槽設置事業補助金確定通知書(様式第7号)により速やかに補助事業者へ通知する。

(補助金の請求)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、合併処理浄化槽設置事業補助金請求書(様式第8号)による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(浄化槽の維持管理)

第14条 補助事業者は、法第7条及び第11条の規定による法定検査の受検並びに法第10条の規定による保守点検及び清掃の実施により、浄化槽の機能を良好に保持するための維持管理に努めなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(適用)

2 この告示は、平成18年度の補助金から適用し、平成17年度の補助金については、豊科町合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱（平成5年豊科町告示第29号）、穂高町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成15年穂高町告示第21号）、三郷村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成15年三郷村告示第100号）又は明科町合併浄化槽設置事業補助金交付要綱（平成7年明科町告示第36号）（以下これらを「合併前の告示」という。）の例による。

(経過措置)

3 合併前の告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月16日告示第48号）

この告示は、平成18年4月1日から施行し、この告示による改正後の安曇野市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則（平成26年6月27日告示第361号）

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第160号）

この告示は、平成28年4月1日から施行し、この告示による改正後の安曇野市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則（平成29年3月13日告示第106号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月24日告示第187号）

この告示は、平成31年4月24日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第114号）

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の安曇野市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

人槽区分	標準設置費用
5人槽	888,000円
6人槽～7人槽	1,026,000円
8人槽～10人槽	1,296,000円